



令和6年度南知多町立篠島中学校いじめ防止基本方針

～ “いじめ” を許さない温かい学校づくり～

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

I いじめ防止に対する基本的な考え方

1 基本理念について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

よって、「いじめ・暴力は人として絶対にゆるさない」を基本方針と設定し、あわせて「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の3点をあげます。

- ① いじめ防止対策に関する組織と指導體制の充実
- ② いじめの防止等に関する取組の強化
- ③ 重大事態発生時の迅速な対応

2 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再

発防止に努めます。

II いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

1 組織について

ア 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。

イ 構成員について

校長、教頭、全職員、必要に応じてスクールカウンセラー（以下SC）が出席します。

ウ 開催期日について

月1回（職員会後）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

2 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること。（授業改善、校内研修）

イ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談）

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。（保護者、地域との連携）

エ PDCAに関すること。（学校評価アンケート検討、開催時期・取組の見直し）

3 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行います。

| 学期 | 「いじめ・不登校対策委員会」の取組 | その他の取組 |
|-------------|--|---|
| 1 学 期 | 【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討 【4月】望ましい集団作りのための取組内容の検討 【4月】いじめ防止基本方針等の確認 【4月】いじめアンケート（学校生活アンケート） の実施内容と教育相談の内容の検討 【4月】生徒指導主事講話「スマホやSNSの使用 について」 【5月】 <u>ケータイ・スマホ安全教室</u> 【6月】いじめアンケート（学校生活アンケート） 集計内容の検討 ※無記名式 教育相談アンケート ※記名式 【7月】 <u>1学期の取組の反省および2学期以降の取 組の検討</u> | 【6月】 <u>教育相談後の情報交換</u> 【7月】 <u>個人懇談会での情報収集</u> |

| | | |
|-------------|---|--|
| 2 学 期 | <p>【9月】<u>P T A ・ 地 域 の 方 の 声 (夏 季 休 業 中 の 情 報 を 含 む) を 発 信 す る 形 で 検 討</u></p> <p>【9月】いじめアンケート (学校生活アンケート) 集計内容の検討</p> <p>【10月】人権週間の取組内容の検討</p> <p>【11月】いじめアンケート (学校生活アンケート) 集計内容の検討</p> <p>【11月】教育相談およびアンケート ※記名式</p> <p>【12月】<u>人権週間の取り組み</u></p> <p>【12月】学校評価の項目および内容の検討</p> <p>【12月】学校評価の検討と今後の対策</p> <p>【12月】<u>2学期の取組の反省と3学期以降の取組の検討</u></p> | <p>【9月】 夏季休業中の児童・生徒の様子についての情報交換</p> <p>【11月】<u>教育相談後の情報交換</u></p> <p>【12月】<u>個人懇談会での情報収集</u></p> |
| 3 学 期 | <p>【1月】いじめアンケート (学校生活アンケート) 集計内容の検討</p> <p>【2月】教育相談およびアンケート ※記名式</p> <p>【2月】いじめアンケート (学校生活アンケート) 集計内容の検討</p> <p>【3月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討</p> | <p>【1月】<u>学校評価アンケート実施</u></p> <p>【2月】<u>学校評価の集計</u></p> <p>【2月】<u>教育相談後の情報交換</u></p> |

Ⅲ いじめ防止等に関する取組の強化

1 未然防止の方策について

- ・ 楽しく分かる授業の展開および道德教育、特別活動、学校行事の充実
- ・ 体験活動や交流活動の充実
- ・ 生徒の心を満たす学級・学年・学校の「居場所作り」の実践
- ・ 生徒間のつながりを深める「絆作り」の実践
- ・ 学年レクや全校生徒参加の明日葉祭の実践
- ・ 少人数を生かした、きめ細やかな面談や相談の実践
- ・ 生徒指導個票の作成、引き継ぎの徹底

2 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査および情報交換を次の通り実施します。

①児童・生徒対象いじめアンケート（学校生活アンケート）調査 無記名式

年6回（4月・6月・9月・11月・1月・2月）

②教育相談アンケート調査 記名式 および 教育相談を通じた学級担任による児

童・生徒からの聞き取り調査

年4回（6月・9月・11月・2月）

③日常の観察及び教職員間の情報交換 随時（学年会議・職員会議後）

④学校・関係機関との情報交換 随時（主任児童委員・民生児童委員
情報交換会）

イ いじめ相談体制

児童・生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

①SC事業の活用

②いじめ相談窓口の設置（養護教諭・SC・町適応指導教室）

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

3 事後の対応について

- ・ケース会議を実施し、原因の追求や指導方針、事後対応について検討する。
- ・継続して経過観察をし、教職員が情報を共有しながら、多方面で見守る。
- ・養護教諭・SCとの定期的な相談体制を整える。
- ・学校・関係機関との情報交換（主任児童委員・民生児童委員情報交換会）で地域との連携を密にする。

4 「ネットいじめ」への対策について

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じた行われるいじめを防止及び効果的に対処できるようにする。

また、発生した事案の内容によって、法務局・警察等とも連携を取りながら進める。

①ケータイ、スマホ安全教室を実施し、ネットモラルの向上に努める。

②学級活動や特別の教科道徳との連携を図り、ネットいじめの防止を図る。

IV 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとります。

① 被害児童生徒の保護を最優先に対応し、重大事態が発生した旨を、南知多町教育委員会（以下、町教委）に速やかに報告します。

② 町教委と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急いじめ対策部会」を設置します。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、関係職員

学校教育課長、指導主事、(SC、警察、主任児童委員)

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

⑤ 被害児童生徒及び保護者の同意を得て、関係機関と情報共有し、迅速かつ適切な対応策を協議の上、問題の早期解消に努めます。

⑥ 被害児童生徒及び保護者の同意を得て、必要に応じ「保護者説明会」を開催し、事案の解決、今後の予防・再発防止について共通理解・協働体制の構築に努めます。

<重大事態対応フォロー図>

いじめに関する重大事態発生

・町教委への報告、「緊急いじめ対策部会」開催準備

「緊急いじめ対策部会」の開催・調査の実施

・児童生徒への指導
・児童生徒へのアンケート調査
・教職員、保護者への調査
・関係機関との連携
・保護者会開催準備、関係児童生徒・保護者の同意

臨時保護者説明会開催

・事案の解決、再発防止に向けた協働体制の確認

いじめが原因の

・自殺の企図
・年間30日の欠席等